

事業主体の選定方法について

平成22年3月1日
選定・評価委員会決定

(1) 「選定・評価委員会」による審査

選定・評価委員会において、下記(2)「審査基準」に基づき、事業者から提出された提案書等の内容について、各委員が項目ごとの審査を行い、全体を総括した上で評価する。

(2) 選定基準

1. 実施主体の事業遂行能力・信頼性

- ・ これまでに行った起業支援・人材育成に係る類似事業の実績・経験が明確に示されているか。(事業主体の信頼性も含む)

2. 事業内容について

これまでに行ってきた既存事業との差別化が明確に示されているか。
(事業の新規性)

事業対象となる地域・分野・年齢層等の特定化(絞り込み)等を通じ、事業の目標が明確化されているか。併せて、各事業の内容(注)が具体化されているか。《明確な目標に向けた事業の具体性》

- (注)・ 起業支援事業については、参加者の募集方法を含めたコンペティションの開催内容等、選定・評価委員会の運営方法、起業支援金の提供・管理方法を含む起業支援対象者との契約内容、起業状況のフォローアップ方法など。
- ・ 人材育成事業については、研修生の募集・管理・評価方法を含めた研修内容(地域実地研修を含めた研修期間や研修カリキュラム等)、活動支援金の提供方法、研修生のフォローアップ方法など。

3. 事業の実施体制

- ・ 目標・スケジュールを達成するための事業実施体制(主たる事業者と、連携・協働事業者やコンソーシアムの構成事業者との役割分担、各種委員会組織の構成・運営、担当スタッフの配置など)が合理的なものとして具体的に示されているか。

4. 基金の管理・運営体制・方法

- ・ 基金管理団体の特定、責任者の設置、第三者委員会の設置、規定の整備など、基金の管理・運営について、安全性・透明性等が担保されるものとして、具体的に示されているか。